

事業主団体等が行う助成対象訓練が拡充されました！

～キャリア形成促進助成金一般団体型訓練の拡充～

平成28年10月19日から、中小企業等経営強化法において事業分野別経営力向上推進機関として認定された事業主団体等が行う訓練について、キャリア形成促進助成金の助成対象といたします。

拡充内容

以下に該当する類型で20時間以上のOff-JTであること。

- ① 若年労働者を対象とする訓練
- ② 熟練技能者の指導力強化及び技能承継のための訓練
- ③ 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練

拡充

④ **事業分野別経営力向上推進機関として認定された事業主団体等が行う訓練**

⇒ 従来、事業主団体等が行う訓練への助成は上記①～③の訓練としておりましたが、今般、中小企業等経営強化法において事業分野別経営力向上推進機関として認定された事業主団体等が行う訓練を助成対象訓練として追加しました。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

・厚生労働省HP「キャリア形成促進助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

・厚生労働省HP「都道府県労働局連絡先」

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

事業分野別経営力向上推進機関として認定された事業主団体等が行う訓練とは？

中小企業等経営強化法において認定された事業分野別経営力向上推進機関が、事業分野別経営力向上推進業務として行う事業分野別指針*に定められた事項に関する研修として行う訓練です。

*中小企業等経営強化法第12条に基づき、事業所管大臣が当該事業分野に係る経営力向上の方法などを示した指針。詳しくは下記URLをご参照ください。

・中小企業庁HP「経営強化法による支援」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>